

重要事項説明書(訪問介護サービス)

＜説明者＞

所在地 熊本県合志市豊岡 2054 番地 45
事業所の名称 あすばる ケアサポート
事業者名 キクチ産業株式会社
説明者の氏名 菊池 浩次



第1条 当事業所(者)について

(1)事業所の名称及び事業所番号など

事業所の名称 あすばる ケアサポート	事業者名 キクチ産業株式会社	事業所の所在地 熊本県合志市豊岡2054-45
代表者名 菊池 浩次	指定事業所の番号 4371600281	介護事業をおこなう上の管理者の氏名 菊池 浩次
電話番号 096-200-1090	FAX 番号 096-248-9244	サービス提供地域 熊本市、合志市、菊池市、山鹿市、菊陽町、大津町

(2)事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計	職 務 内 容
管理者	介護福祉士	1	0	1	事業全般の運営管理
サービス提供責任者	介護福祉士	管理者と兼務	0	管理者と兼務	サービス提供の管理
訪問介護員	介護福祉士	2	0	2	訪問介護の提供
	介護職員初任者研修	0	1	1	
			合 計	4名	

(3)営業日について

営業日/営業時間: 月曜から土曜日 午前8:00 ~ 午後18:00

定休日: 日曜日及び祝祭日・8月13日から15日迄・12月29日から翌年1月3日迄

第2条 介護サービスの種類と料金について

- 当事業所は、お客様を担当するケアマネージャーが作成したケアプランにより、お客様に対して介護サービスを行います。よって、利用される前に担当するケアマネージャーにご相談下さい。
- 訪問介護サービスの種類について ①通院等乗降介助 ②生活援助 ③身体介護 を行います。
- 介護サービスの利用料は、厚生労働省が定めた料金となります。

第3条 介護サービスの費用と支払い方法について

お客様が受ける介護サービスの種類や内容によっては、介護保険対応していない自己負担(例:移動する際のタクシー運賃など)の介護保険以外の料金(自己負担)が発生します。

【自己負担】

(1)介護タクシーの運賃について

市場の変動により運賃の変更を行う事がありますので、恐れ入りますが事前にお問合せください。

(2)割増し料金について

日曜・祝日、お盆時期、年末年始の利用(片道:1,100円の割増し)

早朝・夜間帯の運行に関しては、割増運賃となります(詳しくはお尋ね下さい)

(3)迎車・回送、待機時間等の割増し

お客様宅又は病院等へ迎えに行く場合、迎えに行く距離が当事業所から 5Km を超えた場合、超えた地点から 1Kmあたり 220円の迎車割増しが発生します。尚、待機を命じられた際の割り増し料金は 10 分あたり 550円となります。

【介護保険の部分】
介護保険制度上の加算と割増しは以下の通りです。介護保険制度上の割増し及び加算

名 称	内 容	費 用
初回加算	当事業所のサービスを始めて利用される時、又は利用中断が一定期間あり再開する場合(1回のみ)	200円～600円 お客様の収入で変わります
時間外利用(早朝・夜間)	(早朝)6時～8時(夜間)18時～22時	所定単位の25%増し
時間外利用(深夜)	(深夜)22時～6時	所定単位の50%増し

第4条 解約について

- (1)お客様は、サービスをいつでも解約する事が出来ます。(残債があれば速やかに完済して下さい)
(2)事業者から以下の2項目で解約を申し出る場合、事業者が終了を希望する日の14日前までにお客様本人は勿論、その家族並びに担当ケアマネージャーに電話等で事前に通知することで自動的に解約成立とします。
① お客様に起因した事由で、安心安全なサービスの継続が困難であると事業者の管理者が判断した場合。
② 事業者の経営状態の悪化により、介護サービス事業を縮小又は廃業する事を管理者が判断した場合。

第5条 キャンセル料について

お客様が予約をキャンセルする場合、予約日の前日の17時までに電話でご連絡ください。
ご連絡がなく当事業所の職員がお客様宅に到着した場合、2,000円のキャンセル料が発生します。
又、介護保険タクシーで往復の予約にもかかわらず、診察終了後当社にご連絡をされずに無断で帰宅された場合もキャンセル扱いとなりますのでご注意ください。

第6条 利用料等のお支払いについて

サービス料金のお支払いは、原則としてお客様の預金口座から毎日20日に自動引落し払いとなります。
1日から月末迄の利用料金を月末に締めて翌月の10日前後に請求書を発行します。

第7条 サービス内容に関する苦情等相談窓口について

万一、サービスの内容に苦情や相談等がありましたら、遠慮なくお申し出ください。
当事業所お客様相談窓口の責任者 菊池 浩次(管理者)
利用時間 午前8:00～午後18:00 利用方法 電話096-200-1090

第8条 緊急時等における対応方法について

サービスを提供している途中で、万一、お客様に病状の急変などがあった場合は速やかに担当の主治医、救急隊(119番)、緊急連絡先(ご家族等)、お客様を担当するケアマネージャーへ連絡をします。

第9条 個人情報の守秘義務について

事業者及び事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得たお客様及びその家族に関する個人情報は正当な理由なく第三者に漏らすことは致しません。尚、この守秘義務は、この契約が終了したのち及び職員が退職したのちも同様とします。

私は、この重要事項の説明を受け、その内容を理解し、承諾しましたので、記名押印致します。

契約締結日 令和 年 月 日

【お客様】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代筆者】 (お客様との関係:)

住 所 _____

氏 名 _____ 印